

山梨県自然環境保全条例

昭和四十六年十月十一日

山梨県条例第三十八号

山梨県自然環境保全条例をここに公布する。

山梨県自然環境保全条例

目次

- 第一章 総則(第一条 第五条)
- 第二章 自然環境保全基本方針の策定等(第六条 第九条)
- 第三章 自然環境保全地区等の指定及び行為の規制等(第十条 第二十二条)
- 第四章 自然環境保全協定(第二十三条・第二十四条)
- 第五章 自然監視員(第二十五条・第二十六条)
- 第六章 削除
- 第七章 雑則(第三十二条 第三十五条)
- 第八章 罰則(第三十六条・第三十七条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、山梨県の豊かな自然環境を保存し、これを適正に活用するとともに、県土の緑化を推進することにより、生物の多様性の確保その他の良好な自然環境の保全を図り、もつて県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(平二三条例一四・一部改正)

(県の責務)

第二条 県は、自然環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第三条 市町村は、県の施策に協力するとともに、地域の特性に応じた自然環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(県民の責務)

第四条 県民は、県及び市町村の自然環境の保全に関する施策に協力するとともに、すすんで自然環境の保全に努めなければならない。

(定義)

第五条 この条例において「自然環境保全地区」とは、自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区及び自然造成地区をいう。

2 この条例において「自然保存地区」とは、その地域における自然環境が自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十二条第一項に規定する自然環境保全地域に準ずる地域のうち、貴重な自然状態を保ち、又は学術上重要な意義を有するため、現にあるがままの自然状態を将来にわたって保存(保護を含む。以下同じ。)することが必要な地区であつて、自然環境保全法第四十五条第一項の規定による都道府県自然環境保全地域に該当するものとして知事が指定したものをいう。

3 この条例において「景観保存地区」とは、優れた自然景観を有する地域のうち、その自然景観を保存することが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

4 この条例において「歴史景観保全地区」とは、歴史的又は郷土的に特色のある地域(次項に規定する場所及びその周辺の区域を除く。)のうち、その特色を保持するための自然環境を保全することが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

5 この条例において「世界遺産景観保全地区」とは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全することが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

6 この条例において「自然活用地区」とは、自然環境が良好な地域のうち、その地域の特性に応じて自然環境の保存と活用の調和を図ることが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

7 この条例において「自然造成地区」とは、緑地の造成、沿道の修景その他自然環境の積極的な造成、改善を図ることが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

8 この条例において「自然記念物」とは、動物(生息地を含む。)、植物(生育地を含む。)、地質鉱物(所在地を含む。)等で住民に親しまれているもの、ゆい緒のあるもの又は学術的価値のあるもののうち、将来にわたって保存する必要があるものであつて知事が指定したものをいう。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

第二章 自然環境保全基本方針の策定等

(昭四九条例四・改称)

(自然環境保全基本方針の策定)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するために必要な施策に関する基本方針(以下「自然環境保全基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 自然環境保全基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 自然環境の保全に関する基本構想

二 自然環境保全地区又は自然記念物(以下「自然環境保全地区等」という。)の指定その他自然環境保全地区等に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に必要な施策に関する事。

三 県土の利用計画、開発計画等の策定及び実施にあたって配慮すべき自然環境の保全のために必要な措置に関する事。

四 公共事業の実施にあたって配慮すべき自然環境の保全のために必要な措置に関する事。

五 自然環境の保全に関する施設の整備に関する事。

六 緑地の造成、沿道の修景その他良好な自然環境の造成に必要な措置に関する事。

七 自然環境の保全のための知識の普及及び思想の高揚に関する事。

八 県民の行う自然環境の保全のための自主的活動の助長に関する事。

九 自然環境の保全のための科学的な調査及び研究の推進に関する事。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(自然環境の基準の策定)

第七条 知事は、この条例の目的を達成するため、維持されることが望ましい自然環境の基準を策定することができる。

(策定の手続)

第八条 知事は、自然環境保全基本方針及び前条の基準を策定しようとするときは、山梨県環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

2 知事は、自然環境保全基本方針及び前条の基準を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前二項の規定は、自然環境保全基本方針及び前条の基準の変更について準用する。

(昭四九条例四・平一二条例三五・平二三条例一四・一部改正)

(財政上の措置)

第九条 県は、自然環境保全基本方針に基づく施策の実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(昭四九条例四・一部改正)

第三章 自然環境保全地区等の指定及び行為の規制等

(自然環境保全地区等の指定)

第十条 自然環境保全地区等は、知事が指定する。

- 2 知事は、前項の規定により自然環境保全地区等を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び関係行政機関の長並びに山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、自然環境保全地区等を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があつたときは、当該自然環境保全地区等に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全地区等の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 知事は、自然環境保全地区等を指定したときは、規則で定めるところによりその概要を告示しなければならない。
- 7 自然環境保全地区等の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

(昭四九条例四・全改、平一二条例三五・平二三条例一四・一部改正)

(区域の変更等)

- 第十一条 知事は、指定した自然環境保全地区等について必要があると認めるときは、その区域を変更し、又は指定を解除することができる。
- 2 前条第二項、第六項及び第七項の規定は自然環境保全地区等の区域の変更又は指定の解除について、同条第三項から第五項までの規定は自然環境保全地区等の拡張について、それぞれ準用する。

(昭四九条例四・一部改正)

(標識の設置)

- 第十二条 知事は、自然環境保全地区等(世界遺産景観保全地区を除く。以下この項及び次項において同じ。)を指定したときは、当該自然環境保全地区等にこれを表示する標識を設置するものとする。
- 2 自然環境保全地区等の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 何人も、第一項の標識を汚損し、若しくは損壊し、又は知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。
 - 4 知事は、世界遺産景観保全地区を指定したときは、当該世界遺産景観保全地区の境界を明示した地形図をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(保全計画の決定)

第十二条の二 知事は、自然保存地区における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画(以下「保全計画」という。)を決定しなければならない。

2 保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全すべき自然環境の特質その他当該自然保存地区における自然環境の保全に関する基本的事項に関すること。

二 当該自然保存地区における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)の指定に関すること。

三 当該自然保存地区における自然環境の保全のための規制に関すること。

四 当該自然保存地区における自然環境の保全のための事業に関すること。

3 第十条第二項及び第六項の規定は保全計画の決定、廃止及び変更について、同条第三項から第五項までの規定は保全計画の決定及び変更(前項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用する。

(昭四九条例四・追加、平二三条例一四・一部改正)

(保全事業の執行)

第十二条の三 県は、保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該自然保存地区における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するもの(以下「保全事業」という。)を執行するものとする。

(昭四九条例四・追加、平一二条例四四・一部改正)

(特別地区)

第十三条 知事は、保全計画に基づいて、当該自然保存地区の区域内に特別地区を指定することができる。

2 第十条第六項及び第七項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、当該行為が規制されることとなつた時において既に着手していた行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又は保全事業の執行として行う行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 鉱物の掘採又は土石の採取

五 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

六 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域に

おける自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

七 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

八 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

4 前項の規定による許可には、当該自然保存地区内の自然環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。

5 知事は、第三項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

6 第三項の規定にかかわらず、国の機関、地方公共団体又は規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が、同項各号に掲げる行為をしようとするときは、同項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に協議しなければならない。

7 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

8 前項に規定する者が、同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第三項の許可を受けたものとみなす。

9 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

10 前二項の規定にかかわらず、国等が行うこれらの規定による届出を要する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、これらの規定による届出の例により知事に通知しなければならない。

11 第三項及び第九項の規定は、法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、適用しない。

12 第三項の規定による許可を受けた者(第八項の規定により第三項の規定による許可を受けたものとみなされる者を含む。)は、規則で定めるところにより、当該許可を受けた旨を記載した標識を表示しなければならない。

(昭四九条例四・全改、平一二条例四四・平一七条例一〇六・平二三条例一四・一部改正)

(野生動植物保護地区)

第十四条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、当該自然保存地区に係る保全計画に基づいてその区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

2 第十条第六項及び第七項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 野生動植物保護地区内において当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、又は採取しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は保全事業の執行として行う行為については、この限りでない。

4 前条第四項の規定は前項の許可について、同条第六項の規定は前項の許可を要する行為について、それぞれ準用する。

5 第三項の規定は、前条第三項の許可を受けた行為(前項において準用する前条第六項の規定による協議に係る行為を含む。)を行うためにする行為又は法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、適用しない。

(昭四九条例四・全改、平二三条例一四・一部改正)

(普通地区)

第十四条の二 自然保存地区の区域のうち特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。)内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、当該自然保存地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手している行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は保全事業の執行として行う行為については、この限りでない。

一 規則で定める基準を超える建築物その他の工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において、規則で定める基準を超えることとなる場合における改築又は増築を含む。)

二 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

三 鉱物の掘採又は土石の採取

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

3 知事は、当該自然保存地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、国等が同項各号に規定する行為をしようとするときは、同項の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、同項の規定による届出の例により、あらかじめ知事に通知しなければならない。

5 第一項の規定は、法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常の管理行為、軽易

な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、適用しない。

(昭四九条例四・追加、平二三条例一四・一部改正)

(景観保存地区内における行為又は自然記念物に係る行為の届出)

第十五条 景観保存地区内において第十三条第三項第一号から第四号までに掲げる行為をしようとする者又は自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、当該景観保存地区若しくは自然記念物が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の行為について準用する。

3 第一項の規定及び前項において準用する前条第四項の規定は、法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、適用しない。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区又は自然造成地区内における行為の届出)

第十六条 歴史景観保全地区、自然活用地区又は自然造成地区内において第十三条第三項第一号から第四号までに掲げる行為であつて規則で定める基準を超える行為をしようとする者又は世界遺産景観保全地区において同項第一号に掲げる行為であつて規則で定める基準を超える行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、当該歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区若しくは自然造成地区が指定され、若しくはこれらの区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第十四条の二第二項から第四項までの規定は、前項の行為について準用する。

3 第一項の規定及び前項において準用する第十四条の二第四項の規定は、法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、適用しない。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(行為の禁止等)

第十七条 知事は、自然保存地区の普通地区、景観保存地区、歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区又は自然記念物について、自然環境の保全のため必要があると認めるときは、当該地区内において又は当該自然記念物について届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、自然環境の保全のため必要な限度において、当該行為を禁止

し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項に規定する処分は、第十四条の二第一項、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、
することができる。

3 知事は、第十四条の二第一項、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第十四条の二第一項、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

4 知事は、第十四条の二第一項、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、第一項に規定する処分をしようとするときは、山梨県環境保全審議会の意見を聴くことができる。

(行為の停止命令)

第十八条 知事は、第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定、第十三条第四項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件又は前条第一項の規定による処分に違反して行為をしている者に対して当該行為の停止を命ずることができる。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(原状回復命令)

第十九条 知事は、自然環境の保全のため必要があると認めるときは、第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定、第十三条第四項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件又は第十七条第一項の規定による処分に違反した者に対して、自然環境の保全のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(助言又は勧告)

第二十条 知事は、自然環境の保全のため必要があると認めるときは、自然環境保全地区等内において事業を行う者その他当該自然環境保全地区等に係る関係者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に

従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第一項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第十七条第四項の規定は、第一項の規定による助言又は勧告をしようとする場合について準用する。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(自然環境の保全のための協議)

第二十一条 知事は、第十四条の二第四項(第十五条第二項又は第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国等から通知があつた場合において自然環境の保全のため必要があると認めるときは、当該国等に対し、自然環境の保全のために執るべき措置について当該国等が知事に協議することを求めることができる。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(行為の規制)

第二十二条 何人も、自然環境保全地区内においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 二 著しく悪臭を発散させ、著しく水質を汚濁させ、又は拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発すること。

2 何人もみだりに自然記念物を捕獲し、採取し、汚損し、損壊し、又は滅失させてはならない。

(平二三条例一四・一部改正)

第四章 自然環境保全協定

(自然環境保全協定の締結)

第二十三条 景観保存地区、歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区又は自然造成地区内において届出を要する行為であつて規則で定める基準を超える行為をしようとする者は、あらかじめ知事と自然環境の破壊の防止、植生の回復その他自然環境の保全のために必要な事項についての協定(次項及び次条において「自然環境保全協定」という。)を締結するものとする。ただし、国等が行う行為については、この限りでない。

2 第十七条第四項の規定は、前項の規定による自然環境保全協定の締結をしようとする場合について準用する。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(自然環境保全協定の履行の確保)

第二十四条 知事は、自然環境保全協定を締結したときは、これに違反する行為をしようとし、又はしたと認められる者に対して、その履行の確保について必要な措置を執らなければならない。

(平二三条例一四・一部改正)

第五章 自然監視員

(設置)

第二十五条 この条例による規制に違反する行為の監視等自然環境の保全状況を監視させるため自然監視員を置く。

(任命等)

第二十六条 自然監視員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

第六章 削除

(昭四八条例四一)

第二十七条から第三十一条まで 削除

(昭四八条例四一)

第七章 雑則

(立入調査)

第三十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして自然環境保全地区等内の土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為若しくは行われた行為の状況を調査させることができる。

2 前項の場合において、職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平二三条例一四・一部改正)

(土地又は立木竹の買取り)

第三十三条 知事は、自然保存地区内の自然環境の保全又は自然記念物の保存のため、特に必要があると認めるときは、当該自然保存地区内の土地若しくは立木竹又は当該自然記念物を買取り取るように努めるものとする。

(損失補償)

第三十四条 県は、第十三条第三項若しくは第十四条第三項の許可を得ることができないため、第十三条第四項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付されたため、又は第十七条第一項の規定による処分を受けるため損失を受けた者及び第三十二条第一項の規定による職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事にこれを請求しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(昭四九条例四・全改、平二三条例一四・一部改正)

(規則への委任)

第三十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰則

(罰則)

第三十六条 第十九条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定に違反した者又は第十三条第四項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第十七条第一項の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第三項の規定に違反した者

二 第十四条の二第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の申出をした者

三 第十四条の二第二項の規定に違反した者

四 第三十二条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平四条例二三・平二三条例一四・一部改正)

(両罰規定)

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章から第五章まで、第七章及び第八章の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和四七年規則第六号で昭和四七年四月一日から施行)

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和四八年条例第四一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年条例第四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の山梨県自然環境保全条例(以下「旧条例」という。)の規定により指定されている自然環境保全地区等は、この条例による改正後の山梨県自然環境保全条例(以下「新条例」という。)の規定により指定されたものとみなす。
- 3 前項の規定により新条例により指定されたものとみなされた自然環境保全地区等のうち、自然保存地区の区域内における建築物の建築その他の行為の規制については、新条例第十四条の二の規定にかかわらず、規則で定める日までの間は、なお従前の例による。

(昭和四九年規則第三二号で昭和五〇年三月一日から施行)

- 4 前項の自然保存地区に係る保全計画の決定、廃止及び変更については、前項の規則で定める日までの間は、新条例第十二条の二第三項において準用する新条例第十条第二項(山梨県自然環境保全審議会に係る部分を除く。)から第五項までの規定は、適用しない。
- 5 この条例施行の際現に旧条例第十五条第一項及び第十六条第一項の規定による届出をしている行為については、新条例第十五条第二項及び第十六条第二項において準用する新条例第十四条の二第二項の規定は、適用しない。
- 6 この条例施行の際現に旧条例第十五条第一項の規定による自然記念物に係る届出をし

ている行為については、新条例第十七条の規定は、適用しない。

附 則(平成四年条例第二三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第三五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条並びに附則第三項及び附則第七項から第九項までの規定 平成十二年十月一日

附 則(平成一二年条例第四四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(山梨県自然環境保全条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の山梨県自然環境保全条例第十二条の三第二項の承認を受けて執行している保全事業については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年条例第一〇六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第一四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則(平成二十六年条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県自然環境保全条例施行規則

昭和四十七年二月二十八日

山梨県規則第五号

山梨県自然環境保全条例施行規則を次のように定める。

山梨県自然環境保全条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の案の公告等)

第二条 条例第十条第三項の規定による自然環境保全地区等の指定(条例第十一条第二項において準用する区域の拡張の場合を含む。)の案の公告は、次に掲げる事項について行なうものとする。

- 一 自然環境保全地区等の名称
- 二 自然環境保全地区についてはその区域、自然記念物についてはその生息地、生育地又は所在地
- 三 自然環境保全地区等の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第十二条の二第三項において準用する条例第十条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 条例第十二条の二に規定する保全計画(以下「保全計画」という。)の決定又は変更の案
- 二 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所
(昭四九規則二六・全改)

第三条 前条第一項の規定は、条例第十一条第一項の規定による区域の変更又は指定の解除について準用する。

(昭四九規則二六・一部改正)

(公聴会)

第三条の二 知事は、条例第十条第五項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を当該公聴会を開催しようとする日の三週間前までに告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

- 3 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者
その他意見を聴こうとする案件に対して異議がある旨の意見書の提出をした者に異議の
内容及び理由を陳述させなければならない。
- 4 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 5 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すこと
ができる。
- 6 公述人及び前項の規定による発言を許された者(以下「公述人等」という。)の発言は、
意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 7 議長は、公述人等が前項の規定による範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があつ
たときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 8 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、
又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 9 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書
を作成し、これに署名押印しなければならない。

(昭四九規則二六・追加)

(指定の告示)

第三条の三 条例第十条第六項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行う
ものとする。

- 一 自然環境保全地区等の名称
- 二 自然環境保全地区についてはその区域、自然記念物についてはその生息地、生育地
又は所在地

(昭四九規則二六・追加)

(自然保存地区における保全のための施設)

第三条の四 条例第十二条の三の規定による規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- 二 排水施設及び廃棄物処理施設
- 三 植生復元施設、病虫害等除去施設、砂防施設及び防火施設
- 四 給餌し施設及び養殖施設

(昭四九規則二六・追加、平一二規則九八・一部改正)

(特別地区内の行為の許可基準)

第三条の五 条例第十三条第五項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に
従い、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 工作物の新築

イ 仮設の工作物(八に掲げるものを除く。)

- (1) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。
- (2) 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物(八に掲げるものを除く。)

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- (1) 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備
- (2) 地すべり等防止法(昭和三十二年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設
- (3) 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (5) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。)
- (6) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設
- (7) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道(以下「道路」という。)であつて、自動車のための交通の用に供するもので主として観光の用に供するもの以外のもの
- (8) 道路を管理するための建築物
- (9) 鉄道、軌道又は索道
- (10) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物
- (11) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第五項に規定する航空保安施設
- (12) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
- (13) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)
- (14) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)

- (15) 教育又は試験研究を行うための工作物
 - (16) 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設
 - (17) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物
 - (18) 宗教法人法(昭和三十六年法律第二百六十六号)第三条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令(昭和二十年勅令第七百十九号)の規定による宗教法人のこれに相当する工作物
 - (19) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
 - (20) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物(住宅を除く。)
 - (21) 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
 - (22) (1)から(4)まで、(6)、(9)又は(11)から(17)までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
 - (23) 条例第十三条第三項の規定による許可を受けた行為(同条第六項の規定による協議に係る行為を含む。)を行うための工作物
- 二 イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物(以下二において「普通建築物」という。)
- (1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。
 - (一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地
 - (二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地
 - (三) 現に存する建築物の敷地である土地
 - (四) (一)又は(二)の土地に隣接する土地(道路又は水路をはさんで接する土地を含む。)
 - (2) 当該普通建築物の高さが、十メートル(当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
 - (一) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合
 - (二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六

月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

(三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

(3) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、二百平方メートル(当該新築が(2)の(三)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が二百平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、当該新築が、(1)の(一)又は(二)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(4) 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、口又は八に掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

(1) 当該工作物の高さが、十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートルを超えないこと。

(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 工作物の改築

イ 仮設の工作物(八に掲げるものを除く。)

(1) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物(八に掲げるものを除く。)

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 前号八に掲げる工作物

当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ イ、ロ又は八に掲げる建築物以外の建築物(以下二において「普通建築物」という。)

(1) 当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル(改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる

土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又は八に掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

- (1) 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。
- (2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

三 工作物の増築

イ 仮設の工作物(八に掲げるものを除く。)

- (1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の提供、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物(八に掲げるものを除く。)

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 第一号八に掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ イ、ロ又は八に掲げる建築物以外の建築物(以下二において「普通建築物」という。)

- (1) 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル(増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
- (2) 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。
 - (一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地
 - (二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地
- (3) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又は八に掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

- (1) 当該増築後の工作物の高さが、十メートル(増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ)を超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートル(増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積)を超えないこと。
- (2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

四 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 土地を開墾すること。

ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ハ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

ニ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

ホ 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

五 木竹の伐採

当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

六 鉱物の掘採又は土石の採取

当該行為が、次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

ロ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ハ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ニ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

ホ 露天掘でない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域に

おける自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 次に掲げる行為

前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 災害の防止のために必要やむをえない行為

ロ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

(昭四九規則二六・追加、平一二規則九八・平一七規則六九・平二一規則一九・平二三規則二二・一部改正)

(国の機関に準ずる公共的団体)

第四条 条例第十三条第六項に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人都市再生機構

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

三 独立行政法人水資源機構

四 独立行政法人労働者健康福祉機構

五 独立行政法人環境再生保全機構

(昭四九規則二六・昭六〇規則四・昭六二規則二・昭六三規則五三・平一二規則九八・平一五規則七一・平一六規則八・平一七規則六九・平一九規則四五・平二〇規則三四・平二三規則二六・一部改正)

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第五条 条例第十三条第十一項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、特別地区内に野生動植物保護地区がある場合においては、当該野生動植物保護地区については、次条各号に掲げる行為に限る。

一 文化財保護法第二百五条第一項の規定による許可(同法第百八十四条第一項の規定により県又は市の教育委員会が行うものを含む。第六条第六号、第七条第一号及び

第九条第二号において同じ。)を受けて行う行為(天然記念物であつて植物又は地質鉱物に係るものに限る。)

二 山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第三十五条第一項の規定により山梨県教育委員会の許可を受けて行う行為(山梨県指定天然記念物であつて植物又は地質鉱物に係るものに限る。)

三 建築物その他の工作物で次に掲げるものの新築、改築又は増築

イ 門、へい、みぞ、とい、水槽その他これらに類する工作物であつて建築物に附随するもの

ロ 社寺境内地又は墓地における鳥居、とうろう、墓碑その他これらに類する工作物

ハ 自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象又は水象の観測に必要な施設

ニ 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は道路の交通の安全を確保するために必要な施設

ホ 文化財保護法第百十五条第一項(同法第百二十条において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設

ヘ 山梨県文化財保護条例第三十三条に規定する山梨県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設

ト 道路(舗装及びこう配緩和、線形改良その他道路の部分的かつ小規模な改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

チ かんがい排水施設(部分的かつ小規模な改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

リ 航空保安施設、注意標識、防護柵その他保安を目的とする工作物

ヌ 自動車運送事業の停留所標識

ル 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の規定による測量標

ロ 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖を目的とする標識、巣箱、給餌じ台その他これらに類する工作物

ワ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台

カ 地下に設ける工作物でイからワまでに掲げるもの以外のもの(地表の形状変更を伴わないものに限る。)

四 土地の形質の変更で次に掲げるもの

イ 前号又は第六号の行為に伴う土地の形質の変更

ロ 宅地内又は農地内の土地の形質の変更

五 木竹の伐採で次に掲げるもの

イ 宅地内の木竹(高さ八メートル以下のものに限る。)の伐採

ロ 自家の生活の用に充てるため必要な木竹の伐採(単木択伐に限る。)

ハ 桑、茶、果樹その他農業用に栽培した木竹の伐採

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

- ホ 森林の保育又は電線路の維持のための下刈り、つる切り、枝打ち、除伐又は間伐
 - ヘ 牧野改良のためのかん木の伐採
 - ト 法令又はこれに基づく処分による測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - チ イからトまでに掲げるもののほか保全計画に基づいて知事が指定する方法により当該限度内において行うもの
- 六 鉱物の掘採又は土石の採取で次に掲げるもの
- イ 宅地内又は農地内の鉱物掘採又は土石の採取
 - ロ 自然状態又は自然景観を損なうおそれのない範囲内での鉱物の掘採又は土石の採取
- 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの
- イ 宅地の木竹を損傷(条例第十三条第三項第五号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること。
 - ロ 自家用のために木竹を損傷すること。
 - ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
 - ホ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - チ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
 - ヌ 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第十三条第一項の規定による知事の許可に係る木竹(同条例第四十条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。
 - ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)
 - ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 八 森林の整備及び保全を図るために知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

- 九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)であつて次に掲げるもの
- イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第十三条第三項第七号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。)を放つこと(条例第十三条第三項第七号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。)
- ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
- 八 人の生命、身体及び財産に危害を加えるおそれ並びに自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を次のいずれかに掲げる目的のために放つこと。
- (1) 警察活動、狩猟その他これらと同等と認められる活動のため
- (2) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐため
- 十 第三号から前号までに掲げるもののほか次に掲げる行為
- イ 河川法第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の河川工事(河川管理施設に類する施設に係る工事を含む。)の施行又は維持管理に係る行為
- ロ 砂防法に基づく砂防工事の施行又は砂防設備の管理に係る行為
- ハ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止工事の施行に係る行為
- ニ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- ホ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (昭四九規則二六・全改、平一二規則九八・平一七規則六九・平二三規則二二・平二四規則二・一部改正)

(野生動植物保護地区内における許可を要しない行為)

第五条の二 条例第十四条第五項に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 第五条第一号、第二号又は第三号ヲに掲げる行為
- 二 前号に掲げるもののほか次に掲げる行為

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為(あらかじめ知事に通知したものに限る。)

ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為(あらかじめ知事に届け出たものに限る。)

(昭四九規則二六・追加)

(普通地区における工作物の基準)

第五条の三 条例第十四条の二第一項第一号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル

二 道路 全幅二メートル

三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ三十メートル

四 ダム 高さ二十メートル

五 送水管、ガス管その他これに類するもの 長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル

六 その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル

(昭四九規則二六・追加)

(普通地区内における届出を要しない行為)

第五条の四 条例第十四条の二第五項に規定する規則で定める行為は、第五条各号(第五号を除く。)に掲げるとおりとする。

(昭四九規則二六・追加)

(景観保存地区内における届出を要しない行為)

第六条 条例第十五条第三項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一 第五条第一号又は第二号に掲げる行為

二 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第二十条第三項又は第二十一条第三項の規定により環境大臣又は知事の許可を受けて行う行為

三 山梨県立自然公園条例(昭和三十三年山梨県条例第七十四号)第二十条第四項の規定により知事の許可を受けて行う行為

四 自然公園法第三十三条第一項又は山梨県立自然公園条例第二十二条第一項の規定により知事に届け出て行う行為

五 森林法第三十四条第一項又は第二項の規定により知事の許可を受けて行う行為(同法第二十五条第一項第十一号の目的を達成するための保安林に係るものに限る。)

六 文化財保護法第二百五条第一項の規定による許可を受けて行う行為(名勝に係るものに限る。)

七 山梨県文化財保護条例第三十五条の規定により山梨県教育委員会の許可を受けて行う行為(山梨県指定名勝に係るものに限る。)

八 山梨県風致地区条例(昭和四十五年山梨県条例第二十六号)第二条第一項の規定により知事の許可を受けて行う行為

九 第五条第三号から第七号までに掲げる行為

(昭四九規則二六・全改、平一二規則九八・平一二規則一五九・平一五規則五三・平一七規則六九・平二二規則五・平二三規則二六・一部改正)

(自然記念物に係る行為で届出を要しないもの)

第七条 自然記念物に係る行為で条例第十五条第三項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 文化財保護法第二百五条第一項の規定による許可を受けて行う行為(天然記念物に係るものに限る。)

二 山梨県文化財保護条例第三十五条の規定により山梨県教育委員会の許可を受けて行なう行為(山梨県指定天然記念物に係るものに限る。)

三 自然記念物の保護を目的として行なう行為

四 前各号に掲げるもののほか法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行なう行為

(平一二規則九八・平一七規則六九・一部改正)

(歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区及び自然造成地区内における届出を要する行為の基準)

第八条 条例第十六条第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 歴史景観保全地区及び自然造成地区

イ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後においてその規模が基準を超えることとなる場合の改築又は増築を含む。以下同じ。)

(1) 建築物 高さ八メートル又は延べ面積二百平方メートル

(2) 管(地表に表われたもので直径百ミリメートル以上のものに限る。) 長さ三十メートル

(3) 塔又は柱 高さ十メートル

(4) 水路 長さ三十メートル

(5) 柵 長さ三十メートル

(6) 道路 全幅二メートル

(7) 索道(スキー用、登山用リフト及びロープウェイを除く。) 長さ三百メートル又は支柱の高さ十メートル

(8) スキー用、登山用リフト及びロープウェイ 長さ百メートル又は支柱の高さ十

メートル

- (9) 軌道 全幅一・五メートル
- (10) 石碑、銅像その他これらに類する工作物 高さ八メートル
- (11) 遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。) 高さ八メートル又は水平投影面積百平方メートル

ロ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

- (1) 切土又は盛土を伴うもの のりの高さ一・五メートル又は面積三百平方メートル
- (2) その他のもの 面積三百平方メートル

ハ 木竹の伐採

- (1) 単木択伐の場合 現在蓄積に対する択伐率十パーセント
- (2) その他の場合 伐採対象面積三百平方メートル

ニ 鉱物の掘採又は土石の採取 取量十立方メートル

二 世界遺産景観保全地区

建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

太陽光発電設備 太陽電池モジュールの総面積一万平方メートル

三 自然活用地区

イ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

- (1) 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
- (2) 管(地表に表われたもので直径百ミリメートル以上のものに限る。) 長さ七十メートル
- (3) 塔又は柱 高さ十五メートル
- (4) 水路 長さ七十メートル
- (5) 柵 長さ七十メートル
- (6) 道路 全幅二メートル
- (7) 索道(スキー用、登山用リフト及びロープウェイを除く。) 長さ三百メートル又は支柱の高さ十五メートル
- (8) スキー用、登山用リフト及びロープウェイ 長さ百メートル又は支柱の高さ十五メートル
- (9) 軌道 全幅一・五メートル
- (10) 石碑、銅像その他これらに類する工作物 高さ十三メートル
- (11) 遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。) 高さ十三メートル又は水平投影面積二百平方メートル

ロ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

- (1) 切土又は盛土を伴うもの のりの高さ三メートル又は面積二千五百平方メートル
- (2) その他のもの 面積二千五百平方メートル

八 木竹の伐採

(1) 単木択伐の場合 現在蓄積に対する択伐率二十パーセント

(2) その他の場合 伐採対象面積二千五百平方メートル

二 鉱物の掘採又は土石の採取 採取量十立方メートル

(昭四九規則二六・一部改正)

(歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区及び自然活用地区内における届出を要しない行為)

第九条 歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区及び自然活用地区内における行為で、条例第十六条第三項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 第六条第一号から第八号までに掲げる行為

二 文化財保護法第四十三条第一項又は第二百五条第一項の規定による許可を受けて行う行為(重要文化財のうち建造物又は史跡に係るものに限る。)

三 山梨県文化財保護条例第十四条第一項又は第三十五条の規定により山梨県教育委員会の許可を受けて行う行為(山梨県指定有形文化財のうち建造物又は山梨県指定史跡に係るものに限る。)

四 森林法第三十四条第一項又は第二項の規定により知事の許可を受けて行う行為(同法第二十五条第一項第十号の目的を達成するための保安林に係るものに限る。)

五 第五条第三号から第七号までに掲げる行為

(昭四九規則二六・平一二規則九八・平一七規則六九・一部改正)

(自然造成地区内における届出を要しない行為)

第十条 自然造成地区内における行為で条例第十六条第三項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号から第四号までに掲げる行為

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長の許可を受けて行う行為

三 第五条第三号から第七号までに掲げる行為

(昭四九規則二六・平一二規則一五九・一部改正)

(自然環境保全協定の締結を要する行為の基準)

第十一条 条例第二十三条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 景観保存地区及び歴史景観保全地区

イ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(1) 建築物 高さ八メートル又は延べ面積二百平方メートル

- (2) 塔又は柱 高さ十メートル
- (3) 道路 全幅二メートル
- (4) 索道(スキー用、登山用リフト及びロープウェイを除く。) 長さ三百メートル又は支柱の高さ十メートル
- (5) スキー用、登山用リフト及びロープウェイ 長さ百メートル又は支柱の高さ十メートル
- (6) 軌道 全幅一・五メートル
- (7) 石碑、銅像その他これらに類する工作物 高さ八メートル
- (8) 遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。) 高さ八メートル又は水平投影面積百平方メートル

ロ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

- (1) 切土又は盛土を伴うもの のりの高さ一・五メートル又は面積三百平方メートル
- (2) その他のもの 面積三百平方メートル

ハ 木竹の伐採

- (1) 単木択伐の場合 現在蓄積に対する択伐率十パーセント
- (2) その他の場合 伐採対象面積三百平方メートル

ニ 鉱物の掘採又は土石の採取 採取量十立方メートル

二 世界遺産景観保全地区

建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

太陽光発電設備 太陽電池モジュールの総面積一万平方メートル

三 自然活用地区

イ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

- (1) 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
- (2) 塔又は柱 高さ十五メートル
- (3) 道路 全幅三・六メートル
- (4) 索道(スキー用、登山用リフト及びロープウェイを除く。) 長さ五百メートル又は支柱の高さ十五メートル
- (5) スキー用、登山用リフト及びロープウェイ 長さ百メートル又は支柱の高さ十五メートル
- (6) 軌道 全幅一・五メートル
- (7) 石碑、銅像その他これらに類する工作物 高さ十三メートル
- (8) 遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。) 高さ十三メートル又は水平投影面積二百平方メートル

ロ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

- (1) 切土又は盛土を伴うもの のりの高さ三メートル又は面積二千五百平方メートル

(2) その他のもの 面積二千五百平方メートル

八 木竹の伐採

(1) 単木択伐の場合 現在蓄積に対する択伐率二十パーセント

(2) その他の場合 伐採対象面積二千五百平方メートル

二 鉱物の掘採又は土石の採取 採取量十立方メートル

四 自然造成地区

イ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(1) 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積二百平方メートル

(2) 道路 全幅五メートル

(3) 石碑、銅像その他これらに類する工作物 高さ八メートル

(4) 遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。) 高さ八メートル又は水平投影面積百平方メートル

ロ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

(1) 切土又は盛土を伴うもの のりの高さ一・五メートル又は面積三百平方メートル

(2) その他のもの 面積三百平方メートル

八 木竹の伐採

(1) 単木択伐の場合 現在蓄積に対する択伐率十パーセント

(2) その他の場合 伐採対象面積三百平方メートル

二 鉱物の掘採又は土石の採取 採取量十立方メートル

(昭四九規則二六・一部改正)

(自然監視員の任命等)

第十二条 条例第二十六条の規定により知事が任命し、又は委嘱する自然監視員は、次に掲げる者のうちから選任することができる。

一 県の職員

二 市町村の職員

三 学識経験のある者

四 その他知事が適当と認めた者

2 自然監視員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

3 知事は、自然監視員が職務を遂行することが不適當である等の理由により必要があると認めるときは、解任し、又は解嘱することがある。

4 自然監視員は、知事の指揮監督を受け、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

一 自然環境保全地区又は自然記念物に係る条例による規制に違反する行為の監視

二 自然環境の保全のための調査並びに知識の普及及び思想の高揚

三 その他自然環境の保全状況の監視のため知事が必要と認める業務

5 知事は、自然監視員に対し、その身分を証する証明書を交付するものとする。

(平一二規則九八・一部改正)

(許可等の申請書等)

第十三条 次の各号に掲げる許可の申請又は届出については、当該各号に掲げる書類及び当該書類に掲げる図面並びに知事が必要と認めた書類それぞれ二部を知事に提出して行わなければならない。

一 条例第十三条第三項に規定する許可の申請 自然保存地区の特別地区内行為許可申請書(第一号様式から第一号様式の七まで)

二 条例第十三条第八項に規定する届出 自然保存地区の特別地区内行為着手済届出書(第二号様式)

三 条例第十三条第九項に規定する届出 自然保存地区の特別地区内非常災害応急措置届出書(第三号様式)

四 条例第十四条第三項に規定する許可の申請 野生動植物保護地区内行為許可申請書(第四号様式)

五 条例第十四条の二第一項、条例第十五条第一項又は条例第十六条第一項に規定する届出 自然保存地区の普通地区(景観保存地区・歴史景観保全地区・世界遺産景観保全地区・自然活用地区・自然造成地区)内行為届出書(第五号様式)

六 条例第十五条第一項に規定する届出 自然記念物現状変更届出書(第六号様式)

(昭四九規則二六・平二三規則二二・一部改正)

(国等の協議及び通知の様式)

第十四条 前条の規定は、条例第十三条第六項(条例第十四条第四項において準用する場合を含む。)、条例第十三条第十項及び条例第十四条の二第四項(条例第十五条第二項及び条例第十六条第二項において準用する場合を含む。)並びに第五条の二第二号の規定により国の機関、地方公共団体及び第四条に定める公共的団体が知事に協議する場合において準用する。

(昭四九規則二六・全改、平一七規則六九・一部改正)

(身分証明書の様式)

第十五条 条例第三十二条第二項に規定する身分を証する証明書は、第七号様式のとおりとする。

2 第十二条第五項に規定する自然監視員の身分を証する証明書は、第八号様式のとおりとする。

(昭四九規則二六・一部改正)

(標識の様式)

第十六条 条例第十三条第十二項の標識は、第九号様式によるものとし、当該許可に係る行為を行う場所の見やすい箇所に当該行為の期間中表示しなければならない。

(昭四九規則二六・平一二規則九八・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(平二〇規則三四・旧附則・一部改正)

(独立行政法人森林総合研究所に関する特例)

2 第四条の公共的団体は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第四条各号に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

(平二〇規則三四・追加)

附 則(昭和四九年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第四号)

この規則中、第四条第四号及び第七号の改正規定は公布の日から、同条第二号及び第三号の改正規定は昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第二号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年規則第三七号)

この規則は、平成四年五月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第一七号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第九八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行し、この規則による改正後の山梨県自然環境保全条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の行為について適用する。

附 則(平成一二年規則第一五九号)

この規則中第六条の改正規定は平成十三年一月六日から、第十条の改正規定は都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成一三年五月一八日)

附 則(平成一五年規則第五三号)抄

(施行期日)

- 1 第一条及び第三条の規定は平成十五年四月一日から、第二条の規定は同月十六日から施行する。

附 則(平成一五年規則第七一号)

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第四条第三号から第九号までの改正規定(同条第八号に係る部分に限る。)は公布の日から、同条第三号から第九号までの改正規定(同条第七号に係る部分に限る。)は平成十六年三月一日から、同条第三号から第九号までの改正規定(同条第六号及び第九号に係る部分に限る。)は同年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第八号)

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四五号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の山梨県自然環境保全条例施行規則の規定及び第四条の規定による改正後の山梨県景観条例施行規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則(平成二一年規則第一九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第五号)
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年規則第二二号)抄
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(山梨県自然環境保全条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

15 第二条の規定による改正後の山梨県自然環境保全条例施行規則第三条の五の規定は、施行日以後に改正条例第二条による改正後の山梨県自然環境保全条例第十三条第三項の規定によりされる許可の申請について適用し、施行日前に改正条例第二条の規定による改正前の自然環境保全条例第十三条第三項の規定によりされた許可の申請については、なお従前の例による。

16 施行日前に第二条の規定による改正前の山梨県自然環境保全条例施行規則第十三条の規定により提出された申請書は、第二条の規定による改正後の山梨県自然環境保全条例施行規則第十三条の規定により提出された申請書とみなす。

附 則(平成二三年規則第二六号)
この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第二号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第二号)
この規則は、公布の日から施行する。